

ご利用ください！

廃蛍光管・鏡・水銀体温計の臨時回収

蛍光管には、水銀を含むガスが封入されています。町では年2回、有害ごみとして各地区の指定場所で収集していますが、この収集に間に合わなかった方、または出し忘れてしまった方を対象に、次の日時に廃蛍光管等を回収します。

なお、廃乾電池については、平日、役場の総合案内および男衾・用土両連絡所に回収ボックスを設置していますので、そちらをご利用ください。

※白熱電球は有害ごみではありませんので、ビン類として燃えないごみの日に出してください。

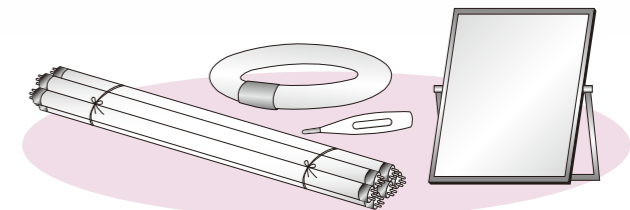
廃蛍光管等臨時回収

日時／平成26年1月19日(日) 午前9時～午後4時

場所／役場庁舎北側倉庫前

対象／廃蛍光管、鏡、水銀体温計

問い合わせ／生活環境課 (☎581・2121内線222) へ。



受け付けます！

物品等入札参加資格

審査申請の追加受付

町が発注する物品の購入や借入、各種業務委託についての競争入札に参加を希望する場合は、あらかじめ町に登録をしておかなければなりません。登録するためには審査を受けませんが、審査に必要な申請書・添付書類は簡単なものばかりです。

平成26年度に行う物品等の競争入札に参加を希望される方は、財務課に備え付けの提出要領により、対象業務の資格審査申請を行ってください。提出要領は、町公式ホームページからもダウンロードできます。

期間／**郵送**1月27日(月)～2月13日(木)(必着)、**持参**2月3日(月)～2月13日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

時間／午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

場所／財務課(役場3階)

対象業務／①事務機器、機械類など物品の納入・買受け・賃貸、②建設資材の納入、③印刷、製本、④建築物の管理、廃棄物処理、⑤電算、催物、各種調査などその他の委託業務
提出書類／申請書、添付書類についての詳細は「提出要領」をご覧ください。

提出方法／郵送、または持参

資格有効期間／平成26年4月1日から平成27年

3月31日まで

問い合わせ／財務課 (☎581・2121内線322、324) へ。

中学校の入学説明会

平成26年4月に中学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を次のとおり実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずに出席してください。

なお、小学校の入学説明会については、本誌1月号でお知らせします。

学校名	月日(曜日)	受付時間	電話番号
寄居中学校	12月20日(金)	午後2時30分～2時45分	☎581・0172
城南中学校	12月24日(火)	午後1時50分～2時10分	☎581・0127
男衾中学校	平成26年1月27日(月)	午後2時40分～2時55分	☎582・0032

問い合わせ／各中学校へ。



熊谷税務署からのお知らせ

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給されている場合はその合計額)で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものとしては、給与・賞与・個人年金・株式や出資の配当金(上場株式に係る申告不要制度を選択した場合は不要・生命保険の満期返戻金など)です。

※復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のため所得税に2.1%上乘せされる税金です。
問い合わせ／熊谷税務署 (☎521・2905) へ。

税務課からのお知らせ

所得税の確定申告は必要なくても、個人住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、個人住民税の申告は不要です。個人住民税に関する詳細は、担当へお問い合わせください。
問い合わせ／税務課 (☎581・2121内線155) へ。

ひとり親家庭児童

就学支度金支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は、期限までに子育て支援課へ申請してください。

なお、申請は受付期限を過ぎると、お受けできませんのでご注意ください。

受付期限／12月27日(金)

対象／母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している方で、平成26年4月に中学校へ入学する児童を養育している平成25年度市町村民税非課税世帯の方(生活保護受給家庭を除く)

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している扶養義務者(直系血族と兄弟姉妹)のそれぞれが非課税である世帯のことです。

支給額／10,000円

申請方法／申請書は子育て支援課で配布しています。申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。

申請に必要なもの／振り込み金融機関の口座が証明できるもの(通帳など)のほか、平成25年1月1日の住所が寄居町以外の方は、市町村民税非課税証明書が必要です。

問い合わせ／県福祉部少子政策課担当・ひとり親家庭支援担当 (☎048・830・3337)、または子育て支援課 (☎581・2121内線252) へ。

福祉3医療支給決定通知書を廃止

福祉3医療(こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費)にかかる支給決定通知書を送付していましたが、平成26年1月振込分から廃止します。医療費が年々増加する中で、事業経費削減、窓口払廃止地域の拡大等を考慮し、割愛することになりました。

振り込み内容について不明な点がありましたら、従来どおり担当までお問い合わせください。

問い合わせ／こども医療費・ひとり親家庭等医療費・子育て支援課 (☎581・2121内線252)、重度心身障害者医療費・健康福祉課 (☎581・2121内線125) へ。

年金 大事な

●源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。そのため、日本年金機構より平成25年1月～12月中旬に「老齢年金」を受け取られている方全員に、平成26年1月下旬までに源泉徴収票が送付されます。源泉徴収票は、確定申告をするときに提出してください。源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所へお申し出ください。

※遺族年金や障害年金については、非課税のため源泉徴収票は送付されません。

●基礎年金番号(年金手帳)は大切に

基礎年金番号は、20歳になって国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに決められ、年金手帳が交付されます。基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても生涯変わらない大切な「一人1番号」で、加入履歴などを記録し、あなたの年金を守る大切なものとなります。

年金に関する問い合わせ時や届け出、また年金請求(裁定請求)の際には基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

問い合わせ／熊谷年金事務所 (☎522・5012)、または保険年金課 (☎581・2121内線112) へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。